



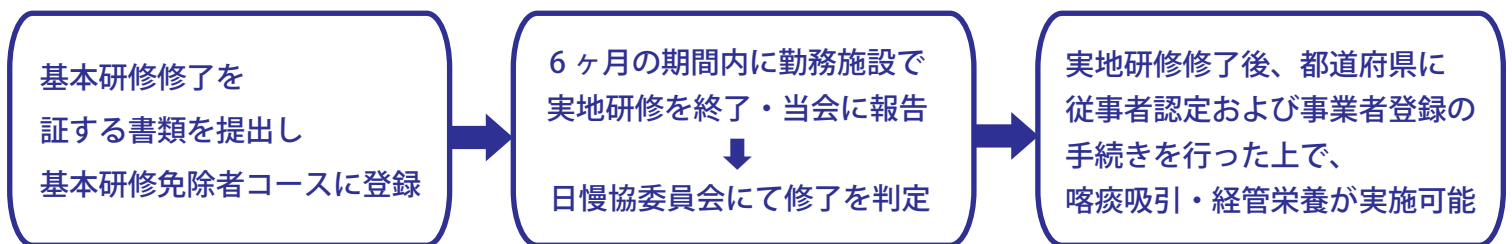
介護職員等によるたんの吸引・経管栄養実施のための研修 第2期基本研修免除対象者コース

平成27年度から介護福祉士養成施設の養成課程において医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を受けた卒業生も輩出され、介護福祉士の資格取得方法の一元化（国家試験の義務付け）が進められています。

しかし、介護福祉士養成施設における喀痰吸引等の実地研修は必修ではないため、基本研修（講義および演習）修了の段階で卒業する介護福祉士がほとんどであり、医療・介護の現場においても「実地研修を修了していない介護福祉士」が就業するケースが見られるようになってきております。

そこで当協会では、平成29年1月より「基本研修免除対象者コース」として介護福祉士が所属する施設等の現場で実地研修を実施できるコースを設けました。ぜひ積極的にご活用いただければ幸いです。

基本研修免除対象者コースの流れ **【実施期間】平成29年7月1日～12月31日**



基本研修免除対象者となる介護福祉士

履修期間2年以上（※）の養成施設を卒業した介護福祉士

（平成28年3月以降に卒業して資格を取得した方のみ） ※1,850時間

実務者研修を修了した介護福祉士

（実務経験3年以上 + 実務者研修6ヶ月以上450時間）

福祉系高校（※）を卒業した介護福祉士

（平成28年3月以降に卒業して資格を取得した方のみ） ※53単位 1,855時間

【対象】上記の条件に該当する介護福祉士

【登録費】30,000円/1名（日本慢性期医療協会会員）

※当協会会員以外からのご登録は、当会事務局までお問い合わせください。

【申込方法】裏面「実地研修登録申請書」に必要事項を記入し、

裏面に記載している指定の添付書類と合わせて当協会まで郵送してください。

【締切期日】平成29年6月15日（木）

【実地研修】該当の介護福祉士が勤務する施設もしくは同一・関連法人内の施設

◎実地研修の実施が同一・関連法人内の施設では困難な場合には適切な研修先をご紹介します。

◎実地研修では指定の研修を修了した「指導看護師」の指導に基づき実施しなければなりません。

指導者資格のある看護師がいない場合は6月10日（土）に当会にて指導者養成研修を開催いたしますので、ぜひご参加下さい。

◎実地研修は、病院（介護療養病床、医療療養病床等）、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、有料老人ホーム、グループホーム、障害児（児）施設等で実施できます。

（現在のところ、医療機関では介護職員等が喀痰吸引等の行為を行うことはできません。）

【主催】一般社団法人 日本慢性期医療協会（登録研修機関番号 兵庫県：2810008）

〒162-0067 東京都新宿区富久町1-5 シャトレ市ヶ谷2階

TEL. 03-3355-3120 FAX. 03-3355-3122

E-mail: info@jamcf.jp ホームページ <http://jamcf.jp>

**介護職員等によるたんの吸引・経管栄養の実施のための研修
実地研修実施登録申請書【第2期基本研修免除対象者コース】**

*本登録申請書と合わせて、下記の添付書類を当協会事務局に提出してください。

◎締切期日：平成29年6月15日（木）

◎添付書類：・介護福祉士の登録証の写し

・【福祉系高校・養成施設等卒業者】

介護福祉士養成施設等の卒業証明書 ならびに 基本研修修了証明書の写し

・【実務者研修修了者】実務者研修修了証明書の写し

*連絡担当者様あてに登録費の請求書と合わせて「実地研修の手引き」「実地研修指導者評価票」「実地研修実施機関承諾書」「実地研修に係る確認事項チェックシート」等をお送りいたします。

*「実地研修実施機関承諾書」および「実地研修に係る確認事項チェックシート」については、実地研修の実施前にすみやかに、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

日本慢性期医療協会

会長 武久洋三 殿

下記の者について、喀痰吸引および経管栄養の実地研修の実施を申請いたします。

また、下記の者の登録が決定した場合には、当施設において実地研修を実施することを認めます。

平成 年 月 日

施設名

代表者職位

代表者氏名

印

フリガナ 登録者氏名（介護福祉士の氏名）	性別	実施する行為類型に☑
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 口腔内吸引、 <input type="checkbox"/> 鼻腔内吸引、 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部吸引、 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろう、 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養

登録者所属施設名

住 所

(〒 -)

TEL.

FAX.

連絡担当者氏名

部署

E-mail.

(ブロック体でお願い致します)

*実地研修は、厚生労働省や都道府県、登録研修機関による「指導者養成研修」を修了した指導看護師の指導に基づく必要があります。

指導看護師氏名：

役職

指導者養成研修（不特定多数の者対象）修了証明書番号（第

号）

1(1)

介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

- 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護人材の資質向上を図る視点から、資格取得方法を見直し。
- 平成23年に当該改正法の一部の施行日を3年間延期（平成24年度→平成27年度施行へ）。
- さらに、今般の医療・介護総合確保推進法の成立により、平成28年4月に施行を延期。

■ は、施行済み
■ は、未施行(平成28年4月施行予定)

	実務経験ルート <small>〔3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕</small>	養成施設ルート <small>〔厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法〕</small>	福祉系高校ルート <small>〔福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法 平成25年度までに特例高等学校等（通信課程含む）に入学した者を含む〕</small>
教育プロセス 〔実務経験〕 研修	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">実務経験 3年以上</div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="background-color: #FFD700; color: black; padding: 5px; text-align: center;">実務者研修 (6月以上/450時間)</div>	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間)</div> <p style="text-align: center;">(+200時間=1,850時間)</p>	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*))</div> <p style="text-align: center;">+19単位=53単位(1,855時間*)</p>
国家試験	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">国家試験</div>	<div style="background-color: #FFD700; color: black; padding: 5px;">国家試験</div>	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">国家試験</div>

*時間数は、1単位を35時間として換算

【参考】資格取得者数

平成25年度	約8.7万人	約1.3万人	約0.3万人
累計	約88.3万人	約31.3万人	内訳無し (実務経験ルートに含む)

1(2)

介護福祉士の資格取得方法に関する動き(社会福祉士及び介護福祉士法の改正の経緯)

【平成19年度改正】

介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育課程を経た後に国家試験を受験するという形で資格の取得方法を一元化。(平成24年度からの施行を予定)

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正前	・介護業務の実務3年を経て、国家試験を受験。	・養成施設(2年以上)の卒業のみで介護福祉士の資格を取得。
改正後	・実務3年に加え、600時間以上(6か月以上)の実務者研修の受講を義務づけ。	・教育内容を1,650時間の課程から1,800時間の課程に充実するとともに、新たに国家試験を義務づけ。

【平成23年度改正】

新たな教育内容(たん吸引等)の追加と、働きながら受講しやすい環境整備を図るため、次のとおり改正。

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正内容	・施行を平成24年度から27年度に3年間延期。(法律) 理由：①新たな教育内容(たん吸引等)の追加、②受講支援策の充実 ・研修時間を600時間から450時間(たん吸引等50時間含む)に見直し(省令) ・働きながらも研修を受講しやすい環境の整備。(省令等) ①通信教育の活用、②過去に受講した科目を読み替える仕組みの導入、③受講費用の支援等	・施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律) ・新たな教育内容(たん吸引等50時間)の追加により、研修時間を1,800時間から1,850時間に見直し。(省令)

【今般の見直し】

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得方法の一元化を延期、併せて、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定。